| 女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
| 資料番号 | 02 －補－E－01－0100－6－3 | 改 11 |

補足－100－6－3 非常用ガス処理系主要弁
の要目表記載変更について

1．目的
非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B 及びT46－F003A，B）について，要目表に弁箱厚さが公称値で記載されていたことから，他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更する。

なお，T46－F001A，B の要目表の最高使用圧力の記載が範囲を示す記載となっていたこと並びに T46－ F001A，B 及び T46－F003A，B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから要目表の記載を適正化する。また，当該弁はクラス 2 弁として設計されているが，基本設計方針の主要設備リストに当該弁の機器クラスが「クラス 4」と記載されていたことから「クラス 2 」に記載を適正化する。

## 2．要目表の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B 及びT46－F003A，B）の弁箱厚さについて，腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更する。なお，T46－F001A，B の最高使用圧力が範囲を表す記載となって いたこと並びに T46－F001A，B 及び T46－F003A，B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことか ら記載を適正化する。

変更点は以下のとおりである（添付資料 $1 \sim 5$ 参照）。
（1）T46－F001A，B 及び T46－F003A，B の弁箱厚さを設計確認値へ記載変更
＜要目表変更前欄＞＜要目表変更後欄＞

（mm）
（2）T46－F001A，B の最高使用圧力，弁ふた厚さ及び弁ふた材料の要目表変更前欄の記載の適正化 ＜要目表変更前欄＞
＜要目表変更後欄＞
（最高使用圧力）$-23.5 \sim 13.7 \Rightarrow 13.7,-23.5$
（弁ふた厚さ）$-\Rightarrow \square$（mm）変更なし
（弁ふた材料）－$\Rightarrow$ S25C 変更なし
（3）T46－F003A，B の弁ふた厚さ及び材料の要目表変更前欄の記載の適正化

＜要目表変更後欄＞
変更なし
変更なし

3．要目表の記載の変更の必要性
弁箱厚さについて公称値で記載されていたことから他の主要弁との記載の整合を図るため腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更する必要がある。

なお，T46－F001A，B の最高使用圧力について－23．5～13．7kPa と記載しており最高使用圧力に範囲が あるような記載となっていたこと並びに T46－F001A，B 及びT46－F003A，B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料 の記載がなかったことから，他の主要弁と記載の整合を図るため記載を適正化する必要がある。

4．基本設計方針の記載の変更の概要
非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B 及び T46－F003A，B）について原子炉格納施設の基本設計方針 （主要設備リスト）の機器クラスを「クラス 4」から「クラス 2 」へ記載を適正化する。

5．基本設計方針の記載の変更の必要性
非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B 及び T46－F003A，B）は，建設時からクラス 2 弁として設計さ れていたが，原子炉格納施設の基本設計方針（主要設備リスト）の機器クラスにおいて「クラス4」と記載されており「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）にお いてもクラス 2 弁として扱らべき弁であることから「クラス 2 」へ記載を適正化する必要がある。

## 6．設工認手続きについて

本手続きでは，要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更する。 なお，T46－F001A，B の最高使用圧力の記載が範囲を持った記載となっていたこと並びに T46－F001A，B 及 びT46－F003A，B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料が記載されていなかったことについて記載を適正化する。 また，原子炉格納施設の基本設計方針（主要設備リスト）の当該弁に関する機器クラスの記載を適正化 する。
本変更は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第一において，圧力低減設備そ の他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第 43 条の 3 の 9 第 2 項に基づき，設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

7．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 6 に示す。

8．添付すべき資料の整理
本手続きによる設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 7，8に示す。

添付資料 1 ：非常用ガス処理系主要弁の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 2 ：原子炉格納施設の主要設備リスト（今回変更認可申請資料）
添付資料 3 ：非常用ガス処理系主要弁構造図（今回変更認可申請資料）
添付資料 4 ：非常用ガス処理系の系統図（今回変更認可申請資料）
添付資料 5 ：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料 6 ：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
添付資料 7 ：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果
添付資料 8 ：設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について（非常用が ス処理系 主要弁）

参考資料 1 ：非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B）の最高使用圧力に係る設計
（7）放射性物質濃度制御設借及び可然性ガス濃度制御設借並びに格納容器归循壊設備
a．非常刀ガス処理系







手祋＊ 1 ：設計碓認值を示－す
＊2 ：㭠工卌計画書に記載かなかため記載の適正化童行う。記載内容は，設計図書による


表1原子炬格納施設の主要設犕リスト $(32 / 42)$

| $\begin{aligned} & \text { 警 } \\ & \text { 㛿 } \\ & \text { 分 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 緗 } \\ & \text { 你 } \end{aligned}$ | 機器区分 |  | 変更前 |  |  |  |  | 変更後 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 名称 | 設計甚潗詨象施設＊${ }^{\text {＊}}$ |  | 重大事故等対处設備＊1 |  | 名称 | 設計基準詨象施設 ${ }^{\text {a }}$ |  | 重人事故等対处設儲＊${ }^{*}$ |  |
|  |  |  |  |  | 機器ソラス | 設備分類 | 重大事故等機器クラス | $\begin{aligned} & \text { 震 } \\ & \text { 車要度 } \end{aligned}$ |  | 機器クラス | 設倄分類 | 重大事故等機器クラス |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 原子炻格納容器 } \\ & \text { 安全設備 } \end{aligned}$ | 主配管 |  |  | － | － | 常設／防止： <br> （DB 拡张） | SAクラス 2 | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 原子炉格䘞容监配管貫通部（X－215B）～サ ブレッションフール水冷却配管 B 采開放端 | － | － | 常設／防止： <br> （DB 抆張） | SAクラス 2 | 変更なし |  |  |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 翡 } \\ & \text { 劦 } \\ & \text { 肴 } \\ & \text { 嶪 } \end{aligned}$ | 放射性物質懐度制御設備及び叮燃性ガス濃度制御設偏並びに格納容器再㧓倁設備 | 加熱器 | 非常用が八処理系空気乾燥装管 | s | － | － |  | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  | 主要弁 | T46－F001A，B | S | クラス $2{ }^{* 5}$ | － |  | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | T16－F003A，B | s | クラス $22^{* *}$ | － |  | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  | 主配管 | T18－F015～非常用カス处理系空気欨燥装置入口配管合流点 | s | クラス 4 | － |  | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 非常用ガス处理系空気岵燥装峘入口配 <br> 管合流点～邦常用ガス処理系排風機 | S | リラス 4 | 常設／綵和 | SAリラス 2 | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 原子炬进屋内～非常用がス处理系排風機入山配管合流点 | S | リラス 4 | 常設／綵和 | SAクラス 2 | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 非常用かス処理系排怟機～非常用カス处理系フィルタ装蓝 | s | クラス 4 | 常設／䯱和 | SAクラス 2 | 変更なし |  |  |  |  |
|  |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 非常用ガス処理系フィルタ装置~非常 } \\ & \text { 用カス処理系フィルタ装蒠出口配管合 } \end{aligned}$流点 | s | クラス 4 | 常蔎／綏砳 | SAクラス 2 | 変更なL |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 北常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点～排気筒 | s | クラス 4 | 常設／緩和 | SAクラス 2 | 変更なL |  |  |  |  |

表1原子炻格納施設の主要設傋リスト（42／42）






制御建屋 O，P，23， 50


タービン建屋 O．P． 32.80
原子炉建屋 O．P．33． 20 （一部 31，40）

注：寸法はmを示す。

| 工事計画認可申請 | 第8－3－3－1－3－2図 |
| :--- | :--- |
| 而 |  |

女川原子力発電所 第 2 号機

称 明示した图面（その 2 ）
東 北 電 力 株 式 会 社

【例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，設計基準対象施設の地盤については，令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画（以下「既工事計画」という。）において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所，自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく，設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | $\bigcirc$ | 本設備は，耐震重要度分類Sクラスに分類され，それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり，本条文に適合していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 耐震性に関する説明書 |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，津波による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や津波防護施設の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防 止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，外部からの衝撃による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続 きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく，外部からの衝撃によ る損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，火災による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく，火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，溢水による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく，発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第13条 | 安全避難通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避難通路等については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく，安全避難通路等に係る設計に対 して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第14条 | 安全設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，技術基準規則第 2 条第 2 項第 9 号八（工学的安全施設）に掲げる安全設備であることから，多重性又は多様性及び独立性（技術基準規則第 14 条第 1 項）並びに環境条件（技術基準規則第14条第2項）について適合性の確認が必要であり，変更を行う設備が通常運転時，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において，必要な機能が，発揮できることを確認する必要があるため，審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを，右記の申請書類で確認し，本条文 に適合していると判断した。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | - 工事計画 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |

【例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\bigcirc$ | 本設備は，設計基準対象施設であり，設計基準対象施設の機能として，保守点検を含めた試験•検査性（技術基準規則第15条第2項）及び共用（技術基準規則第15条第5項）について，適合性の確認が必要であり，審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験•検査性が確保されている設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 <br> なお，設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響（技術基準規則第15条第4項）について，本設備は防護対象となるため適用項となるが，既工事計画において適合性が確認されており，本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく，当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく，内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象項とはなら ない。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | - 工事計画 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | $\times$ | 本設備は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\bigcirc$ | 本設備は，クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。クラス2機器として，必要な機械的強度等を有してい ることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 強度に関する説明書 |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防止 | $\triangle$ | 本設備は，クラス2機器であり適用条文となるが，使用中の亀裂等による破壊の防止については，維持段階での要求であるため，設計段階においては審査対象条文とな らない。 | － |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，一次冷却系統（炉心を直接冷却する冷却材が盾環する回路）に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備に安全弁等が含まれないため，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\triangle$ | 本設備は，クラス2機器であり適用条文となるが，耐圧試験等については，検査段階での要求であり，設計段階において審査対象条文とならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，原子炉圧力容器ではないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，炉心等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，熱遮蔽材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離洁置等 | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるか，既に適合性か確認己れている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材処理装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，蒸気タービンに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\times$ | 本設備は，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，循環設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第34条 | 計測装置 | $\times$ | 本設備は，計測装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第35条 | 安全保護装置 | $\times$ | 本設備は，安全保護装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | $\times$ | 本設備は，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | $\times$ | 本設備は，制御材駆動装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | $\times$ | 本設備は，原子炉制御室等に該当せず，また技術基準規則第38条第2項の操作性について，本設備は中央制御室で操作する機器であるものの，本要求は原子炉制御室内の警報装置，機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置（ポンプの起動•停止状態，弁の開閉状態）に対する要求であり，本設備 への要求ではないため適用条文とはならない。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | － |
| 第39条 | 廃亲物処理設備等 | $\times$ | 本設備は，廃连物処理設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第40条 | 廃棄物貯蔵設備等 | $\times$ | 本設備は，廃妄物貯蔵設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第41条 | 放射性物質による汚染の防止 | $\times$ | 本設備は，放射性物質による污染の防止に係る設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | $\times$ | 本設備は，生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第43条 | 換気設備 | $\times$ | 本設備は，換気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第4号に規定する設備であるため審査対象条文となる。気体状放射性物質を低減できることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 |
| 第45条 | 保安電源設備 | $\times$ | 本設備は，保安電源設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第46条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第47条 | 警報装置等 | $\times$ | 本設備は，警報装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第48条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，補助ボイラ，ガスタービン，内燃機関又は電気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第52条 | 火災による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | $\times$ | 本設備は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第55条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第57条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第58条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第60条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高 圧時に発電用原子炉を泠却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第62条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を泠却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の冷却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第72条 | 電源設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第73条 | 計装設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 $\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文 $\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を磼認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第75条 | 監視測定設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第76条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第78条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

女川原子力発電所 第 2 号機 第 14，15，38条に対する適合性の整理表


設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される
添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 1 | 送電関係一覧図 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，送電関係一覧図に変更はないため不要。 |
| 2 | 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 | $\times$ | 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壞危険区域に指定された箇所はないた め不要。 |
| 3 | 工場又は事業所の概要を明示した地形図 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更はないため不要。 |
| 4 | 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載変更及び適正化並びに基本設計方針 の適正化により，主要設備の配置の状況 を明示した平面図及び断面図に変更は生じないため不要。 |
| 5 | 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，単線結線図に変更は ないため不要。 |
| 6 | 新技術の内容を十分に説明した書類 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化では，新技術の採用等を実施 していないため不要。 |
| 7 | 発電用原子炉施設の熱精算図 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 熱出力計算書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，熱出力計算書に変更 はないため不要。 |
| 9 | 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 | $\bigcirc$ | 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書との整合性を確認する必要があることから添付する。 |
| 10 | 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため不要。 |
| 11 | 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更はないため不要。 |
| 12 | 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に変更は ないため不要。 |
| 13 | 放射性物質により汚染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のらち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいら。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにそ の地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置に変更はないため不要。 |
| 14 | 取水口及び放水口に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，取水口及び放水口に |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 （ $\circ \cdot \times$ ） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 変更はないため不要。 |
| 15 | 設備別記載事項のらち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モー メント，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設定根拠に関する説明書にて設備別記載事項を確認する必要 があるため添付する。 |
| 16 | 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁は，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）に該当する設備ではないため不要。 |
| 17 | クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び灲心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁は，クラス 1 機器及び炉心支持構造物に該当する設備 ではないため不要。 |
| 18 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，安全設備が使用される条件の下における健全性を確認する必要があることから添付する。 |
| 19 | 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，発電用原子炉施設の火災防護に変更はないため不要。 |
| 20 | 発電用原子炉施設の溢水防護に関する | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 説明書 |  | 載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，設置場所等に変更は なく，溢水防護に変更はないため不要。 |
| 21 | 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴ら飛散物による損傷防護に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，蒸気タービン，ポン プ等の破壊に伴ら飛散物による損傷防護に変更はないため不要。 |
| 22 | 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，通信連絡設備に変更 はないため不要。 |
| 23 | 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，安全避難通路に変更 はないため不要。 |
| 24 | 非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，非常用照明に変更は ないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉格納施設 |  |  |  |
| 1 | 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，機器の配置及び系統図 に変更はないが，申請対象を示すため添付する。 |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，耐震性に影響を与える ものではないが耐震重要度クラスに応 じた地震力に耐えられる設計であるこ とを評価するため添付する。 |
| 3 | 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は，改造の工事に該当すること から強度評価を実施する必要があるた め添付する。 |
| 4 | 構造図 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は，改造の工事に該当すること から機器の構造を確認する必要がある ため添付する。 |
| 5 | 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載するこ と。） | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，原子炉格納施設の設計条件への影響を確認する必要があるた め添付する。 |
| 6 | 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，水素濃度低減性能に変更はないため不要。 |
| 7 | 原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，原子炉格納容器の基礎に変更はないため不要。 |
| 8 | 圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭 に関する説明書 | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，圧力低減設備その他 の安全設備のポンプの有効吸込水頭に変更はないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） | $\times$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更及び適正化並びに基本設計方針の適正化により，安全弁及び逃がし弁 の吹出量計算に変更はないため不要。 |
| 10 | 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 | $\bigcirc$ | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要がある ため，説明書を添付する。 |

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について
（非常用ガス処理系 主要弁）


|  | 用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 設備別記載事項のう ち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及 び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性 モーメント，設定破裂圧力並びに設計温度 の設定根拠に関する説明書 | 44 条 | －VI－1－1－4－7－5－1－5 <br> 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁（常設） | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。（別紙1参照） |
| 3 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下に おける健全性に関す る説明書 | 14 条 15 条 | -VI-1-1-6 <br> 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 <br> における健全性に関する説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は，安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下におけ る健全性に関する説明書に影響を与え るものではないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書か ら変更はない。 <br> なお，要目表に記載する機器等が通常運転時，設計基準事故時，重大事故等時等 に機能を要求される状況で所要の機能 が発揮できる設計であることを確認し ている。 |


|  | 用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉格納施設 |  |  |  |  |  |
| 1 | 原子炉格納施設に係 る機器の配置を明示 した図面及び系統図 | 14 条 <br> 15 条 <br> 44 条 | －第 8－3－3－1－1－1 図 <br> 【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図 <br> －第 8－3－3－1－1－2 図 <br> 【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図 <br> －第 8－3－3－1－3－1 図 <br> 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面（その1） <br> －第 8－3－3－1－3－2 図 <br> 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面（その 2 ） | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は，実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の配置に変更はないことから，本図面の変更はな い。 |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | 5 条 | －VI－2－1－1 <br> 耐震設計の基本方針 <br> －VI－2－1－2 <br> 基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の策定概要 <br> －VI－2－1－4 <br> 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 <br> －VI－2－1－5 <br> 波及的影響に係る基本方針 <br> －VI－2－1－6 <br> 地震応答解析の基本方針 <br> －VI－2－1－7 <br> 設計用床応答曲線の作成方針 <br> －VI－2－1－8 <br> 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 <br> （次頁へ続く） | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更であり，耐震計算に係る方針 を変更するものではないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 |




|  | 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連 <br> 条文 | 添付書類名 | 添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 5 | 構造図 | $\begin{aligned} & 15 \text { 条 } \\ & 44 \text { 条 } \end{aligned}$ | －第 8－3－3－1－2－2 図 T46－F001A，B 構造図 <br> －第8－3－3－1－2－3 図 T46－F003A，B 構造図 | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載変更は，改造の工事に該当するため機器の構造等を確認する必要があるこ とから添付する。（別紙 3 参照） |
| \％ | 6 | 設計及び工事に係る品質マネジメントシ ステムに関する説明書 | － | -VI-1-10-1 <br> 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設計に係る品質管理 の方法により行った管理の実績又は行 おらとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画に変更はな いことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はな い。 |
|  |  |  |  | －VI－1－10－8 <br> 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 原子炉格納施設 | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，適合性確認対象設備 ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について記載を見直す必要がある ことから，本説明書を変更する。（別紙 5 参照） |



女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表


女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表
【VI－1－1－4－7－5－1－5 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁（常設））】
【凡例】——比較表の変更前後の相違箇所


女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表


女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表


女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表


女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表










| 変 更 前 <br> （令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類） |  | 変 更 後 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．概要 <br> 本資料は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基淮に関する規則」（平成 25 年 6 月 28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条に規定されている設計其淮対象斾設又は第 55 条に規定されている重大事故等対玑設備に属する容器。管。ポンブ。弁若しくはこれらの支持構造物又は設計基準対象施設に属する烼心支持構造物の材料及び構造に ついて，適切な材料を使用し，十分な構造及び強度を有することを説明するものである。 <br> なお，設計基潐対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく，改造を実施しない機器 については，今回の申請において変更は行わない。 <br> 今回，新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有すること を説明するものである。 <br> - クラス 1 機器のうち原子炉椧却材圧力バウンダリ拡大範囲 <br> - クラス 2 機器のうち「残留熱除去設備」及び「原子炉格納容器調気設備」の改造に伴い強度評仙が必㻃な輀囲 <br> - クラス 3 機器のうち「原子炉椧却材補給設備」の改造に伴い強度評価が必要な䇶囲 <br> - クラス 3 機器のうち「その他発電用原子炉の附属施設（火炎防護設備）」 <br> - 重大事故等クラス 2 機器 <br> 重大事故等クラス 2 大持情选物 <br> - 重大事故等クラス 3 機器 <br> - 原子炉格納容器のうち改造に伴い強度評価が必要な範囲 <br> また，クラス 1 管を支持する支持構造物及び重大事故等クラス 2 管を支持する支持構造物であ <br>  2 支持構造物の強度訃算については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であ ることから添付書類「VI－2 耐震性に関する説明書」にて説明する。 <br> 上述の機器と評価条件が異なる自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な設備のうち竜卷 の荷重を考慮した評価を別添 1 に，火山の影響による荷重を考慮した評価を別添 2 に，津波又は溢水の荷重を考慮した評価を別添3に示す。 <br> 技術基淮規則の機器区分に該当しない機器のうち，施設したガスタービン（燃料系含き）及び内燃機関（燃料系含む）の評価を別添 4 に，非常用発電装置（可搬型）の内燃機関の評価を別添 5 に，重大事故等対処設備としての炬心支持構造物の呼価を別添 6 に，重大事故等対処設備として の原子炉生力谷器内部構造物の詊仙を別决 7 に小す。 |  | 1．概要 <br> 本資料は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成 25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第 17 条に規定されている設計基準対象施設又は第 55 条に規定されている重大事故等対処設備に属する容器，管，ポンブ，弁若しくはこれらの支持構造物又は設訃基準刘象施設に属する炉心支持構造物の材料及び構造に ついて，適切な材料を使用し，十分な構造及び強度を有することを説明するものである。 <br> なお，設計基準対象施設のらち材料及び構造の要求事項に変更がなく，改造を実施しない機器 については，今回の申請において変更は行わない。 <br> 今回，新たに村料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有すること を説明する ものである。 <br> －クラス 1 機器のうち「原子炉椧却村圧力バウンダリ拡大範囲」及び「残留熱除去設備」の改造 に伴い強度評侕が必要な範囲 <br> －クラス 2 機器のうち「残留熱除志設備」，「原子炉洽却材浄化設備」，「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」及び「原子炉格納容器調気設備」の改造に伴い強度评仹が必要な範囲 <br> - クラス 3 機器のうち「原子炉椧却材補給設備」の改造に伴い強度評価が必要な管囲 <br> - クラス 3 機器のうち「その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）」 <br> - 重大事故等クラス 2 機器 <br> - 重大事故等クラス 2 支持構造物 <br> - 重大事故等クラス 3 機器 <br> - 原子炬格納容器のらち改造に伴い強度評俩が必要な範囲 <br> また，クラス 1 管を支持する支持桖造物及び重大事故等クラス 2 管を支狩する支持構造物であ つて，その損壊により重大事故等クラス 2 管に損壊を生じさせるおそれがある重大事故等クラス 2 支持構造物の強度計算については，計算方法が而震鉀侢と同じであり，地震荷重が支配的であ ることから添付書類「VI－2 耐震性に関よる説明書」にて説明する。 <br> 「述の機器と評価条件が異なる自然現象等特殊な何重を考慮した評俩が必要な設備のうち竜巻 <br> 溢水の荷重を考慮した評価を別添3に示す。 <br> 技術基準規別の機器区分に該当しない機器のうち，施設したガスタービン（燃料系含む）及び内燃機関（燃料采含を）の評価を別洆 4 に，非常用発電装置（可搬型）の内燃㙨関の評侕を別潦 5 に，重大事故等対処設備としての炉心支持構造物の評価を別添 6 に，重人事故等対処設備として の原子炻圧力容器内部棈造物の評価を別添 7 に示す。 | 残留熱除去系の主要弁，原子炉冷却材浄化系の主配管及び非常用ガス処理系の主要弁について強度計算 を実施することから対象設備を追加する。 |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表
【VI－3－1－3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針】





女川原子力発電所第 2 号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表


## 非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B）の最高使用圧力に係る設計

1．非常用ガス処理系主要弁に係る設計条件
非常用ガス処理系は，原子炉格納容器内再循環破断事故時を想定し，その機能を発揮する系統 である。本系統は，原子炬棟内での主蒸気管破断事故の場合でも耐圧部の破損がないように設計 している。

2．最高使用圧力の考え方
（1）最高使用圧力の定義
【実用発電用原子炬及びその附属施設の技術基準に関する規則】
（定義）第二条 2 項 42 号
「最高使用圧力」とは，設置許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定する最高使用圧力をいう。

【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則】 （定義）第二条 2 項 38号
「最高使用圧力」とは，対象とする機器又は炉心支持構造物がその主たる機能を果たすべき運転状態において受ける最高の圧力以上の圧力であって，設計上定めるものをいう。
［JSME 設計•建設規格 2005／2007】
（2）非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B）の最高使用圧力の設定
非常用ガス処理系の排風機より上流側に位置する T46－F001A，B は，供用状態Aである原子炉棟内での主蒸気管破断事故の際であって排風機が起動する前の正圧と起動後に排風機の締切運転が発生した場合に生じる可能性がある負圧を考慮し，設計上の配慮として負圧の最大値及び正圧の最大値を最高使用圧力として設定している。

排風機起動前は，主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧（弁の内から外へ作用する圧力）側に作用するものとして 13.7 kPa を設定している。なお，開放端のあるライン上にある当該弁に は，本来，弁内外より同等の圧力が作用すると考えられるが，設計上，打ち消す方向の圧力は保守的に考慮していない。弁に正圧が作用する場合のイメージを図 1 に示す。

排風機起動後は，主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力に加え排風機による負圧（弁の外から内 へ作用する圧力）が作用するものとして－23．5kPa を設定している。この場合，主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力は排風機による負圧と同じ側に作用する圧力として設定する。弁に負圧が作用 する場合のイメージを図2に示す。

[^0]【凡例】
$: 13.7 \mathrm{kPa}$（主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力）
シーニン）：保守的に考慮しない圧力


図 1 排風機起動前に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧側に作用した場合のイメージ

## 【凡例】

$\xrightarrow{\longrightarrow}: 13.7 \mathrm{kPa}$（主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力）

T46－F001A，B


図 2 排風機起動後に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が負圧側に作用した場合のイメージ

3．最高使用圧力による非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B）強度評価について
（1）クラス 2 弁の強度評価に関する設計上の配慮事項
クラス 2 弁の強度評価は，JSME 設計•建設規格 2005／2007 の VVC－3210 及び VVC－3310に基づ き評価を実施している。一般的に弁箱は，厚肉円筒形又は球形に近い形状をしており，このよ うな形状の場合，弁箱に対して圧縮方向（負圧）より引張方向（正圧）の圧力が厳しくなるた め，正圧側の圧力を使用し評価を実施する。
（2）T46－F001A，B の弁箱又は弁ふたの厚さ評価
T46－F001A，B は，2．（2）で述べたとおり正圧及び負圧の圧力が作用することを想定した設計 となっている。弁箱又は弁ふたの厚さ評価において当該弁の正圧及び負圧の絶対値は，ともに小さくこれらの圧力においては，JSME 設計•建設規格 2005／2007のVVC－3210により別表3の呼び圧力（1．03MPa）の欄から弁箱及び弁ふたの計算上必要な厚さを選定している。なお，設計条件としての最高使用圧力は，正圧又は負圧による評価結果に差がないため，形状上引張方向 （正圧）が当該弁に対して厳しい圧力であることから正圧側の 13.7 kPa を最高使用圧力として用い評価している。
（3）T46－F001A，B のフランジ及びボルトの応力解析
T46－F001A，B は，2．（2）で述べたとおり負圧及び正圧の圧力が作用することを想定した設計 となっている。フランジ及びボルトの評価は，JSME 設計•建設規格 2005／2007 のVVC－3310に より評価式に圧力値を代入し許容値を超えないことを評価するため，設計条件として最高使用圧力の $13.7 \mathrm{kPa}, ~-23.5 \mathrm{kPa}$ のうち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5 kPa を用いて評価している。

4．まとめ
非常用ガス処理系主要弁（T46－F001A，B）は，設計上の配慮として正圧及び負圧それぞれの最高使用圧力を設定している。弁箱又は弁ふたの厚さ評価においては，JSME 設計•建設規格 2005／2007のVVC－3210において別表3から計算上必要な厚さを選定しており，形状から当該弁 に対して厳しい圧力である正圧側の圧力（13．7kPa）を記載している。フランジ及びボルトの評価では，JSME 設計•建設規格 2005／2007のVVC－3310により評価式に圧力値を代入し許容値を超 えないことを評価するため，設計条件として最高使用圧力の $13.7 \mathrm{kPa},-23.5 \mathrm{kPa}$ のらち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5 kPa を用いて評価している。

以上のとおり評価は，正圧の最大値及び負圧の最大値を用いて実施している。しかしながら，要目表及び設定値根拠に関する説明書の最高使用圧力は，「－23．5～13．7（kPa）」と範囲を表す記載になっていたため「13．7（kPa），－23．5（kPa）」へ記載を適正化する。

| 女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 |  |  |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 資料番号 | 02 －補－E－01－0100－6－4 | 改 7 |  |  |  |  |

補足－100－6－4 原子炉格納容器調気系主配管
の要目表記載変更について

1．目的
原子炉格納容器調気系主配管（原子炉格納容器配管貫通部（X－230）～ドライウェル出口配管分岐点） について，耐震性強化のため原子炉格納容器調気系の既設配管の一部厚肉化を実施していることが，要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。
また，原子炉格納容器調気系から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において JIS B2312（2001）で規定する寸法に適合しない管継手（以下「JIS 規格外管継手」という。）を採用しており JIS B2312（2001）で規定する寸法に適合する管継手（以下「JIS 規格管継手」という。）との評価方法の違いから要目表へ管として記載することとしているが，要目表に適切に記載されていなかったことか ら要目表の記載の変更を行う。

## 2．要目表の記載の変更の概要

（1）既設配管の一部厚肉化
「原子炉格納容器配管貫通部（X－230）～ドライウェル出口配管分岐点」の配管のらち，既設配管の一部を耐震性強化のため厚肉化することが，要目表に適切に記載されていなかったことから要目表 の記載の変更を行う。既工事計画において要目表の変更前欄に「一」，変更後欄に厚肉化した配管仕様のみ記載していたことから，当該記載を削除し改めて既設配管の一部厚肉化について記載する。ま た，厚肉化に伴いSM41C 材を使用していたエルボがなくなりSM400C 材のエルボのみとなることを反映する。

変更点は添付資料 $1 \sim 3$ に示す。変更点の詳細については参考資料 1 に示す。
（2）JIS 規格外管継手の採用
「原子炉格納容器配管貫通部（ $\mathrm{X}-230$ ）～ドライウェル出口配管分岐点」の原子炉格納容器調気系配管から原子炬格納容器フィルタベント系への分岐点において 600 A から 400 A への分岐が必要である が，JIS 規格には当該の径違い管継手がないことから JIS 規格外管継手を採用する。

変更点は以下のとおりである（添付資料 $1 \sim 3$ ）。

## 【管継手】

要目表変更前欄：（外径）609．6／609．6／406． 4 （mm），（厚さ）（17．5）／（17．5）／（12．7）（mm），（材料）STS410要目表変更後欄：（外径） $609.6(\mathrm{~mm})$ ，（厚さ）$\square$（17．5）（mm），（材料）STS410

3．要目表の記載の変更の必要性
（1）既設配管の一部厚肉化
耐震性強化のための既設配管の一部厚肉化が要目表に適切に記載されていないため要目表の記載 の変更を行う必要がある。
（2）JIS 規格外管継手の採用
原子炉格納容器調気系の 600 A 配管から原子炉格納容器フィルタベント系の 400 A 配管への分岐点 において，JIS B2312（2001）では600A／600A／400A の径違い管継手がないことから JIS 規格外管継手

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

を採用する。JIS 規格管継手は，JSME 設計•建設規格 2005／2007 の規定により「PPC－3415管継手」 により当該継手に接続される管の「PPC－3411 直管」の規定により必要とされる厚さ以上であること が要求されているが，JIS 規格外管継手の場合は，応力計算が要求されている。応力計算は，管に穴 を開けて成形する管継手の製造方法から「PPC－3411直管」及び「PPC－3420 穴と補強」により管とし て評価することから，要目表において管継手を 1 行で記載し JIS 規格管継手と差別化する必要があ る。

## 4．設工認手続きについて

本手続きでは，既設配管の一部厚肉化および JIS 規格外管継手の採用に対して要目表の記載の変更 を行う。

本変更は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」別表第一において，圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備に限る。）に係るものの改造に該当することから，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項基づき，設計及び工事の計画 の変更認可申請を行うものである。

なお，本手続きの対象は原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（原子炉格納容器フィルタベント系，耐圧強化ベント系）並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性力゙ ス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（原子炉格納容器フィルタベント系）及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置（原子炉格納容器フィルタベント系）と兼用しているため，兼用設備も含めた設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

5．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 4 に示す。

6．添付すべき資料の整理
本手続きによる設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料5，6に示す。

以 上

添付資料1－1：（7．3（8））原子炉格納容器調気系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－2：（3．5．2）原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－3：（3．5．3）耐圧強化ベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－4：（7．3（7））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料1－5：（7．3（9））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 2 ：原子炉格納容器調気系の系統図（今回変更認可申請資料）
添付資料 3 ：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料 4－1：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉格納容器調気系主配管）

添付資料 4－2：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉格納容器 フィルタベント系主配管）
添付資料 4－3：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（耐圧強化ベント系主配管）
添付資料 5－1：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納容器調気系主配管）
添付資料 5－2：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納フィルタベント系主配管）
添付資料 5－3：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果（耐圧強化ベント系主配管）
添付資料6－1：設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について （原子炉格納容器調気系主配管）
添付資料 6－2：設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について （原子炉格納容器フィルタベント系主配管）
添付資料 6－3：設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について （耐圧強化ベント系主配管）
参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明
参考資料2：JIS B2312（2001）で規定する寸法に適合しない管継手の扱いについて


＊2：（ ）内は公称値を示
＊3 ：エルボを示す


＊5 ：差运継于の差込部内径及び最小厚さ
＊6：軑大事故等洔 $O$ 使用洔 $O$ 值




添付資料1－2：（3．5．2）原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
3．5．2 原子㠸格納容器フィルタバント系


3．5．3 耐压強化ベント系

| 変更 前 |  |  |  |  |  |  |  | 変更 後 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 名 妳 | $\begin{array}{\|c\|c\|} \hline \text { 最高使用 } \\ \text { 压 力*1. } \\ (\mathrm{kPa}) \end{array}$ | 最高使用温 度＊${ }^{*}$ （ $\left.{ }^{\circ} \mathrm{C}\right)$ | $\begin{gathered} \text { 外 径*2 } \\ (\mathrm{min}) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 厚 さ** } \\ (\mathrm{min}) \\ \hline \end{gathered}$ | 材 料 |  | 称 | 最高使用压力＊1 （ kPa ） |  | $\begin{gathered} \text { 外 径*2 } \\ (\mathrm{mm}) \end{gathered}$ | 厚 き＊ <br> （min） | 材 料 |
|  |  | 原子炋格納容器誠管费近部（X－230） | 7．原子炬格納㫊設 <br> 7.1 原子炬格納容器 <br> （4）原子烦格納容器配管貫通部及び電匃配線貫通部 に記載する。 |  |  |  |  |  | 変西なし |  |  |  |  |  |
|  |  | 原子炉格納容圌配管質通部（X－230） $\qquad$分岐点 | 7．原了炣格納施設 <br> 7.3 圧力低減設備をの他の安企設備 <br> （8）原子炉恪納容器調気設備 a．原子炬格納容器調気系 ホ 主配管 <br> に記载する。 |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |
|  |  | 原了炏格納容器配管質通部（X－81） | 7．原子炋格納施設 <br>  <br> （4）原了炉格納容器配管質迪部及ぴ䉓気配線質迪部 <br> に䛉載する。 |  |  |  |  |  | 发史なし |  |  |  |  |  |
|  |  | 原子炬格納容器配管贯通部（X－81） <br> ドライウェル出口配管分岐点 | 7．原子炉格納施設 <br> 7.3 圧ノ低㳚設備をの他の安全設備 <br> （8）原子炉格納容器㬕気設備 <br> 小 + 配管 <br> に記輚する。 |  |  |  |  |  |  |  | 変两なし |  |  |  |
|  | サブレッションチェンバ州口配管分岐点2 <br> T48 F044 |  | 854 | 200 | $\begin{gathered} 609.6 \\ 157.2 \\ \hline \end{gathered}$ | $\overbrace{(9.5)}^{(9.5)}$ | S．4400C |  | 変史なし |  |  |  |  |  |
|  |  |  | $\begin{aligned} & 457.2 \\ & \hline \\ & 318.5 \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & (14.3) \\ & (10.3) \end{aligned}$ | STS410 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 318.5 |  | （10．3） | STS410 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | $318.5{ }^{* 6}$ |  | ${ }_{(10.3)}{ }^{* 6}$ | $\text { STS410 }{ }^{* 6}$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  | T48－F044 <br> 非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点 |  |  | 854 | 171 | 318.5 | （10．3） | STS410 |  | 叐更なし |  |  |  |  |  |
|  |  |  | $318.5$ |  |  | $(10.3)^{* 6}$ | STS410 ${ }^{*}$ |  |  |  |  |  |  |  |  |

$\square$ ：手続き対象

添付資料1－4：（7．3（7））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
g．原子炊格納容器フィルタバント系


| 変吏 就 |  |  |  |  |  |  |  |  | 変 吏 後 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 名 | 称 |  | $\begin{aligned} & \text { 品高使用 } \\ & \text { 温 }{ }^{\circ} \text { (C) } \end{aligned}$ |  | $\begin{gathered} \text { 原 }{ }_{(\mathrm{nm})}{ }^{* 22} \\ \hline \end{gathered}$ | 材 | 料 |  | 称 | 最高使用 <br> （MPa） | 最高使用温 度 （ $\left.{ }^{\circ} \mathrm{C}\right)$ | $\begin{gathered} \text { 外 } \quad \text { 洤*1 } \\ (\mathrm{mm}) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 原 さ*2 } \\ (\mathrm{mm}) \\ \hline \end{gathered}$ | 材 | 料 |
|  | 原子 | 炉格納容器配管質手部 230） | 7．原子炬格納施設 <br> 7.1 原了炋格納容器 <br> （4）原了炻格納容器配管貫逈部及び電気配線貫迁部 に記載する。 |  |  |  |  |  | 发吏なし |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 原子炬格納容器狍管貫通部（X－230） ドライウェル出口配管分旼点 | 7．原了炉格納施設 <br> 7.3 圧力低減諮俙々の他の安尒譈储 <br> （8）原子炉恪納容器調気設備 <br> a．原子炉格納容器調気采小主配管 <br> 仁礼機みふ。 |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 原f } \\ & (x-1 \end{aligned}$ | 炉格納容器配管貫通部 －81） | 7．原子炉格納施設 <br> 7． 1 原子灺格納容器 <br> （4）原子炣格納容器㼛管貫通部及び電気玌線貫通部 に記載する。 |  |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 原子炬格納容器配管貫通部（X－81） ドライウユルルツ配管 <br> 分岐点 | 7．原子炍格納施設 <br>  <br> （8）原子炉恪納容器調気設備 <br> a．原子炉恪納容器詞気系 ホ主配管 に紀戊する。 |  |  |  |  |  |  | 发吏なし |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 7．原了炉格納施設 <br> 7.3 圧力低減設備その他の安食設備 <br> （9）圧力逃がし装晛 <br> a．原子炬格納容器フィルタベント系 ：二主㱚管（常設） <br> に記載する。 |  |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |

添付資料1－5：（7．3（9））原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

| 変更 前 |  |  |  |  |  |  |  | 変 更 後 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 称 |  |  | 外 徴＊2 <br> （mim） | $\begin{gathered} \text { 厚 さ* } \\ (\text { min) }) \\ \hline \end{gathered}$ | 材 料 |  | 妳 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 最滈使用 } \\ \text { 壬 } \boldsymbol{x}^{* 1} \\ (\mathrm{kPa}) \end{array}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 最高使用 } \\ \text { 温蔗*1 } \\ \text { ('C) } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 外 } \begin{array}{c} \text { 㙍*2 } \\ (\mathrm{min}) \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 厚 さ*3 } \\ (\mathrm{min}) \\ \hline \end{gathered}$ | 材 | 料 |
|  | 原子 | 炬格衲容器配管貫通部 230） | 7．原子如格納施設 <br> 7.1 原子炉格納容器 <br> （4）原子邞格納容器配管其通部及び電気配線其通部 に䟕載する。 |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 原子扅格納容器配管其通部（x－230） <br> ドライウェル出口杞管分岐点 | 7．原子知格納施甜 <br> 7.3 圧力低淢設備ての他の安全效備 <br> （8）原子炬格納容器袷気設備 <br> a．原子扔格納容器調気系本主配管 <br> に記載する。 |  |  |  |  |  | 変更なし |  |  |  |  |  |  |
|  | 原子炬格納容器砃管共通部$(X-81)$ |  | 7．原子绀格納施設 <br> 7.1 原子炉格納容器 <br> （4）原子炉格納㴦器配管貫通部及び電気配線其通部 に記栽する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 原子炉格納容器配管只通部（X－81） <br> ドライウェル出口配管分歧点 | 7．原子如格納施䩔 <br> 7.3 圧力低諴設偏での他の安全設偏 <br> （8）原子炬格納容器調気設榐 <br> 本主配管 <br> に記載する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 406.4 | （12．7） | STS410 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 406．4＊T | （12．7）${ }^{* 7}$ | STS410＊T |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 406.4 | （21．4） | SF490A |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | $\because 7$ | レッションチェンハ出口 <br> 分的点3 | 854 | 200 | 406.4 <br> 406.4 <br> 406.4 | $\begin{aligned} & (12.7) \\ & (12.7) \\ & (12.7) \\ & \hline \end{aligned}$ | STS410 |  |  |  | 㝇更なし |  |  |  |  |
|  |  | 品へ続く |  |  | 61.1 ＊8 | （6．1）＊8 | S25C |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | $\begin{gathered} 406.4 \\ \text { 406.4 } \\ \vdots \\ 216.3 \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & (12,7) \\ & (12,7) \\ & (8,2) \\ & \hline \end{aligned}$ | STS410 |  |  |  |  | ：手 | き対象 |  |  |




$K \sim K$ 矢視図



手続き対象設備

工草計速認す申事

名 景子䧄格紽然谷気系




凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，設計基準対象施設の地盤については，令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画（以下，「既工事計画」という）において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所，自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく，設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | $\bigcirc$ | 本設備は，耐震重要度分類Sクラス機器の評価範囲にあり，それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり，本条文に適合していることの確認が必要 であるため，審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 耐震性に関する説明書 |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，津波による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や津波防護施設の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防 止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，外部からの衝撃による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続 きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく，外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，火災による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく，火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，溢水による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく，発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第13条 | 安全避難通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避難通路等については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく，安全避難通路等に係る設計に対 して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第14条 | 安全設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，技術基準規則第 2 条第 2 項第 9 号二（原子炉格納容器及びその隔離弁）に揭げる安全設備であることから，環境条件（技術基準規則第14条第2項） について適合性の確認が必要であり，変更を行う設備が通常運転時，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において，必要な機能が，発揮できることを確認 する必要があるため，審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。） | - 工事計画 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |

【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\bigcirc$ | 本設備は設計基準対象施設であり，設計基準対象施設の機能として，保守点検を含めた試験•検査性（技術基準規則第15条第2項）及び共用（技術基準規則第15条第6項）について，適合性の確認が必要であり，審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験•検査性が確保されている設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 <br> なお，設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響（技術基準規則第15条第4項）について，本設備は防護対象となるため適用項となるが，既工事計画において適合性が確認されており，本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく，当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく，内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象項とはなら ない。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | - 工事計画 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | $\times$ | 本設備は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\bigcirc$ | 本設備は，クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。クラス2機器として，必要な機械的強度等を有してい ることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 強度に関する説明書 |
| 第18条 | $\begin{aligned} & \text { 使用中の亀裂等による破壊の防 } \\ & \text { 止 } \end{aligned}$ | $\triangle$ | 本設備は，クラス2機器であり適用条文となるが，使用中の亀裂等による破壊の防止については，維持段階での要求であるため，設計段階においては審査対象条文とな らない。 | － |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，一次冷却系統（炉心を直接冷却する冷却材が盾環する回路）に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備に安全弁等が含まれないため，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\triangle$ | 本設備は，クラス2機器であり適用条文となるが，耐圧試験等については，検査段階での要求であり，設計段階において審査対象条文とならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，原子炉圧力容器ではないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，炉心等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，熱遮蔽材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\Delta$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材処理装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，蒸気タービンに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\times$ | 本設備は，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，循環設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第34条 | 計測䧇置 | $\times$ | 本設備は，計測装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第35条 | 安全保護装置 | $\times$ | 本設備は，安全保護装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | $\times$ | 本設備は，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | $\times$ | 本設備は，制御材駆動装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | $\times$ | 本設備は，原子炉制御室等に該当せず，また技術基準規則第38条第 2 項の操作性について，本設備は操作不要であるため適用条文とはならない。（本条文に対す る適合性の整理結果を別紙 1 に示す。） | － |
| 第39条 | 廃棄物処理設備等 | $\times$ | 本設備は，廃妄物処理設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第40条 | 廃棄物貯蔵設備等 | $\times$ | 本設備は，廃妄物貯蔵設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第41条 | 放射性物質による汚染の防止 | $\times$ | 本設備は，放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | $\times$ | 本設備は，生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第43条 | 換気設備 | $\times$ | 本設備は，換気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第1号及び3号に規定する設備であるため審査対象条文となる。原子炉格納容器バウンダリに係る配管 であることから一次冷却系等に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に想定される最大圧力及び最高温度に耐えられる設計であることを，右記の申請書類で確認 し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 |
| 第45条 | 保安電源設備 | $\times$ | 本設備は，保安電源設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第46条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第47条 | 警報装置等 | $\times$ | 本設備は，警報装置等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第48条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，補助ボイラ，ガスタービン，内燃機関又は電気設備に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第52条 | 火災による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | $\times$ | 本設備は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第55条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第57条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第58条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第60条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を泠却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第62条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を泠却するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第72条 | 電源設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第73条 | 計装設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 $\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条又 $\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第75条 | 監視測定設備 | $\times$ | 本設俑は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第76条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設俑は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設 備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第78条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\Delta$ ：適用条文であるか，既に適合性か確認己れている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第13条 | 安全避難通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避難通路等については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく，安全避難通路等に係る設計に対 して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第14条 | 安全設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第34条 | 計測装置 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
×：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第35条 | 安全保護装置 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第39条 | 廃妄物処理設備等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第40条 | 廃妄物貯蔵設備等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第41条 | 放射性物質による污染の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第43条 | 換気設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第45条 | 保安電源設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第46条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第47条 | 警報装置等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第48条 | 準用 | $\times$ | 本設俑は，設計基準対象施設し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | $\triangle$ | 本設傏は，重大事故等対処施設であることから，適用条文となるが，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設俯の設置場所，自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく，重大事故等対処施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\Delta$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | $\bigcirc$ | 本設備は，重大事故等対処施設であり，基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと の確認が必要であり，本条文に適合していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計であることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 耐震性に関する説明書 |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，重大事故等対処施設であることから，適用条文となるが，津波による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおい て既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第52条 | 火災による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，重大事故等対処施設であることから，適用条文となるが，火災による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおい て既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所や不燃性材料を使用する設計及び火災防護設備に変更はなく，火災による損傷の防止に係 る設計に対して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | $\times$ | 本設備は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，重大事故等対処設備であり，重大事故等対処設備に必要な機能が発揮できることを確認する必要があるため，審査対象条文となる。必要な機能を発揮す ることを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。（本条文に対する適合性の整理結果を別紙2に示す。） | - 工事計画 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 <br> - 耐震性に関する説明書 <br> - 強度に関する説明書 |
| 第55条 | 材料及び構造 | $\bigcirc$ | 本設備は，重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 強度に関する説明書 |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防止 | $\triangle$ | 本設備は，重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが，使用中の亀裂等による破壊の防止については，維持段階での要求であるため，設計段階においては審査対象条文とならない。 | － |
| 第57条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備に安全弁等が含まれないため，適用条文とはならない。 | － |
| 第58条 | 耐圧試験等 | $\triangle$ | 本設備は，重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが，耐圧試験等については，検査段階での要求であり，設計段階において審査対象条文とならない。 | － |
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | $\times$ | 本設備は，緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第60条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第62条 | $\begin{aligned} & \text { 原子炉冷却材圧力バウンダリ低 } \\ & \text { 压時に発電用原子炉を泠却す } \\ & \text { るための設備 } \end{aligned}$ | $\times$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を泠却するための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当するため，審査対象条文となる。最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として求められる機能を有するこ とを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 <br> - 強度に関する説明書 <br> - 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当するため，審査対象条文となる。原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備として求められ る機能を有することを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 <br> －原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 | $\times$ | 本設備は，原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当するため，審査対象条文となる。水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するた めの設備として求められる機能を有することを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 工事計画 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 <br> －原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 <br> －原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，使用済燃料貯蔵槽の泠却等のための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | $\times$ | 本設備は，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文 $\triangle$ ：適用条又であるか，既に適合性か確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第72条 | 電源設備 | $\times$ | 本設備は，電源設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第73条 | 計装設備 | $\times$ | 本設備は，計装設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | $\times$ | 本設備は，運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第75条 | 監視測定設備 | $\times$ | 本設備は，監視則定設蒨に該当しないたとから，適用条文とはならない。 | － |
| 第76条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設備 | $\times$ | 本設備は，通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから，適用条文にはならない。 | － |
| 第78条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，ガスタービン，内燃機関又は電気設備し該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設訃に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第13条 | 安全避難通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避難通路等については，既工事計画において適合性が確認されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく，安全避難通路等に係る設計に対 して影響を及ぼすものではないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第14条 | 安全設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

【凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの 隔離装置等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第34条 | 計測装置 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |


[^0]:    枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

